

(様式2表面)

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名	建築指導課	No. 92
許認可等の内容		容積率の特例		
根拠法令及び条項		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項		
審 査 基 準	関係条項			
	基準 (未設定の場合はその理由)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律、同法施行令、同法施行規則 小田原市長期優良住宅の普及の促進に関する要綱 小田原市長期優良住宅建築等計画認定基準 小田原市総合設計許可基準		
	参考事項			
	設定等年月日	令和〇年〇月〇日設定 (令和 年 月 日最終変更)		
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	個別的判断によるため、標準処理期間を作成できない。		
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 (令和 年 月 日最終変更)		